

諫早中央浄化センター外 8 箇所
維持管理業務委託要求水準書
(案)

目次

第1章	総則	・・・・・・・・・・	2
第2章	業務の範囲・内容	・・・・・・・・・・	2
第3章	要求水準	・・・・・・・・・・	11
第4章	流入（処理）水量の実績と予想される流入（処理）水量	・・・・・・・・	16

第1章 総則

1. 本書の位置付け

本書は、諫早中央浄化センター外8箇所維持管理業務委託契約の履行に関し、発注者である諫早市上下水道局（以下「甲」という。）が、本業務を受託する者（以下「乙」という。）に要求する本業務の範囲、内容及びその業務水準等を示すものである。

第2章 業務の範囲・内容

1. 施設概要

本業務の対象である本件施設の概要は以下のとおりである。

(1) 諫早中央浄化センター

- ・所在地：諫早市 仲沖町356番地
 - ・敷地面積：6.75ha
 - ・運転開始日：平成6年10月1日
 - ・処理能力：（全体計画）27,550m³/日（4/4系列）
（現有能力）20,200m³/日（3/4系列）
 - ・流入方式：分流式
 - ・処理方式：凝集剤併用型循環式消化脱窒法＋急速ろ過
 - ・污泥処理方法：濃縮（重力・機械）→脱水→搬出
 - ・放流先：半造川
- ※現在、し尿受入棟及び付帯設備を建設中（令和8年度中供用開始予定）

(2) 飯盛浄化センター

- ・所在地：諫早市 飯盛町開181番地1
- ・敷地面積：1.10ha
- ・運転開始日：平成26年3月31日
- ・処理能力：（全体計画）1,800m³/日（2/2系列）
（現有能力）900m³/日（1/2系列）
- ・流入方式：分流式
- ・処理方式：オキシデーションディッチ法
- ・污泥処理方法：脱水→搬出
- ・放流先：江ノ浦川

(3) 田結浄化センター

- ・所在地：諫早市 飯盛町里145番地10
- ・敷地面積：0.39ha
- ・運転開始日：平成20年3月31日
- ・処理能力：（全体計画）1,130m³/日（2/2系列）
（現有能力）565m³/日（1/2系列）
- ・流入方式：分流式
- ・処理方式：オキシデーションディッチ法
- ・污泥処理方法：脱水→搬出
- ・放流先：橘湾

(4) 高来浄化センター

- ・所在地：諫早市 高来町泉301番地
- ・敷地面積：2.08ha
- ・運転開始日：平成16年3月31日
- ・処理能力：（全体計画）3200m³/日（2/2系列）
（現有能力）3200m³/日（2/2系列）
- ・流入方式：分流式
- ・処理方式：オキシデーションディッチ法
- ・污泥処理方法：脱水→搬出
- ・放流先：馬渡川

(5) 小長井浄化センター

- ・所在地：諫早市 小長井町大峰980番地70
- ・敷地面積：1.36ha
- ・運転開始日：平成15年3月31日
- ・処理能力：（全体計画）2000m³/日（2/2系列）
（現有能力）2000m³/日（2/2系列）
- ・流入方式：分流式
- ・処理方式：オキシデーションディッチ法
- ・污泥処理方法：脱水→搬出
- ・放流先：有明海

(6) 宇都中継ポンプ場

- ・所在地：諫早市 宇都町320番地10
- ・敷地面積：0.037ha
- ・運転開始日：平成10年5月1日

(7) 鷺崎中継ポンプ場

- ・所在地：諫早市 鷺崎町219番地9
- ・敷地面積：0.070ha
- ・運転開始日：平成22年3月31日

(8) 化屋中継ポンプ場

- ・所在地：諫早市 多良見町化屋 250 番地 7
- ・敷地面積：0.080ha
- ・運転開始日：平成12年3月31日

(9) シーサイドマンホールポンプ場

- ・所在地：諫早市 多良見町シーサイド 20 番地 4
- ・運転開始日：平成12年3月31日

2. 業務内容

乙が、本業務の履行期間中に行う業務内容(別表1参照)は以下のとおりである。

(1) 管理・運営業務

対象施設を適切かつ効率的に運営するため、主に以下の管理運営業務を実施する。ただし、以下の管理運営業務は業務履行を拘束するものではないものとし、契約図書に定めのないものは、乙自らの裁量によって定めること。

① 組織管理

維持管理組織方針の策定、必要な本業務従事者の配備

② 労働安全衛生管理

労働安全衛生方針の策定、本業務従事者の労務、安全管理、教育及び訓練の実施

③ 危機管理

非常時の配備計画、体制確立、火災防止計画の策定、リスク管理

④ 保守点検・修繕管理

乙が実施する保守点検・修繕工事の計画、管理手法の策定、予算管理、契約業務

⑤ 発生品管理

乙が実施する、廃棄物処理の計画、管理手法の策定、予算管理、契約業務

⑥ 運転操作監視計画

本件施設の運転操作監視方針及び計画の策定

⑦ 環境対策

本件施設の環境対策計画の策定

⑧ 連絡調整

委託者、関係機関、地域住民との連絡調整、協議等

(2) 環境計測業務

適正な維持管理を実施するために必要な環境計測を行うこととし、以下の環境計測業務を実施する。

① 日常水質分析

放流水質及び発生汚泥性状の目標基準及び各種の維持管理に係る要件に適合させるために、日常の流入水質、放流水質、発生汚泥性状を計測、記録する作業。

なお、計測が必要な項目及び頻度は別表 2—1～2—5 を参照のこと。

また施設の稼働状況によって、計測が必要な項目及び頻度を甲乙協議のうえ適宜変更することができる。

② 異常時水質分析

放流水質及び発生汚泥性状が目標基準や遵守基準値を超えた場合に必要とされる流入水質、放流水質、発生汚泥性状の計測、記録作業。

③ 分析結果の解析

日常及び異常時水質分析結果により、測定したデータの整理、解析、報告書の作成を行う作業。分析結果により運転方法や保守点検方法の改善を図るもの。

④ 異常時の環境計測

環境への影響が予知され、または発生した場合に必要なとされる環境計測。

(3) 運転操作監視業務

要求水準を確保するため、主に以下の運転操作、監視業務、記録等の作業を実施する。運転操作、点検、監視、記録作成方法等は、乙自らの裁量により定めるものとする。

① 運転操作

本件施設内の各現場または中央操作室などでの本件施設の運転操作等の作業

② 中央操作室などでの監視業務

中央操作室などにおける監視、記録等の作業

③ 運転状況記録

管理日報の作成、電気室内における計器類指示値の記録等の作業

④ 異常時の対応

本件施設及びその設備の故障発生時など、異常時及び緊急時の一次対応及び関係者への連絡

⑤ 巡回点検

巡回による本件施設の運転操作、記録等の作業

⑥ 監視盤及び WEB 監視装置での監視

諫早中央浄化センター管理棟の中央操作室内にある監視盤による常駐監視、WEB 監視装置による管理

(4) 保守点検業務

本件施設の正常な運転を確保するために、以下の保守点検業務を実施する。

① 日常点検

本件施設及びその設備の運転状態について、異常の有無、徴候を発見するため、毎日行う点検業務。主に目視、触感による確認、調整及び記録等の作業。日常点検の内容、頻度等は乙自らの裁量により定めるものとする。

② 定期点検

本件施設及びその設備の損傷、腐食及び磨耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1 週、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解清掃、部品交換及び記録等の作業。定期点検の内容、頻度等は乙自らの裁量により定めるものとする。

③ 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報発生時等、本件施設及びその設備の異常に対して状況を確認するために実施するもの。

④ 法定点検

本件施設を保全するため、法令により定められた保守点検業務を実施するもの。

⑤ 簡易な故障修理

本件施設及びその設備の故障に際し、簡易に行える修理及び必要な機材や消耗品の手配は、乙によって行うものとする。

⑥ 本件施設周辺の清掃

機器の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

(5) 修繕業務

本件施設及びその設備の性能、機能及び健全性を確保するため、以下の修繕業務を実施する。

① 修繕計画書の作成

履行期間中に乙が実施する、本件施設の修繕計画書の立案及び作成業務。1 件あたり 200 万円を超える修繕については、甲と協議し承諾を得ること。

② 設備の修繕または補修

本件施設の修繕または補修業務。

③ 建物の修繕または補修

建築物及び構造物の、漏水、ひび割れ、表面劣化、塗装剥れ等の修繕または補修の実施

④ 年度あたりの累計上限額

各年度における修繕または補修金額の累計額は、別表1に示す。また、乙は、業務内容等の変更に応じて上限額を変更できるものとする。上限額の変更については、甲乙が協議して行うものとする。

なお、各年度末までに上限額を満たさない場合、最終年度を除き次年度へ金額を繰り越すものとする。

⑤ 清算

各年度の修繕または補修金額の累計額過不足を積算した額について、各年度末に甲乙の協議により精算することができる。

(6) 物品調達管理業務

乙が調達する電力、水道、通信、機材、備品類の調達及び管理業務は以下のとおりとする。

① 電力の調達及び管理

乙が、本業務を履行するために使用する電力の使用料金及び基本料金の支払及び管理業務。

② 上水道、各種燃料、通信費の調達及び管理

乙が、本業務を履行するために使用する上水道料金、各種の燃料費、電話料金、その他各種通信回線利用料金、切手、銀行振込手数料等の支払及び管理業務。

③ 薬品等の調達・管理

乙が、本業務を履行するために汚泥処理施設で使用する凝集剤、水処理施設で使用する消毒剤、水質分析及び測定等で使用する各種薬品等の購入及び管理業務。環境基準や業務要求水準を確保するために必要となる薬品等の購入も含まれる。

④ 交換部品の調達・管理

乙が、本件施設及びその設備を適正に保全するために使用する定期交換部品（ベルト、計器類、スイッチ類、継電器類等）、塗装材料、一般汎用機器、照明器具類、フィルター類等の購入及び管理業務。

⑤ 消耗品、油脂類の交換調達・管理

乙が、本業務を履行するために使用する整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類等）、潤滑油類（オイル、グリース等）、補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等）、衛生用品、分析用消耗品、その他日用品、事務用品等の購入及び管理業務。

⑥ 備品の調達・管理

乙が、本業務を履行するために使用する業務用電話機、事務用机、椅子類、書庫類、黒板類、複写機、被服類、下足箱、傘立、掃除用具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、履物類、点検整備及び修理に用いる工具類、測定器具、安全管理器具、保護具類、環境測定に用いる分析機器類等の購入またはそのリース料金の支払及び管理業務。ただし、甲により貸与された備品については、乙による管理業務のみとする。

⑦ 負担区分

負担区分に関しては別表 3 に示す。

表に記載のないものに関しては、甲乙の協議により定めることができる。

⑧ 清算

各年度の調達にかかる費用の累計額過不足を積算した額について、各年度末に甲乙の協議により精算することができる。清算対象は、別表 3 の負担区分 B とする。

(7) 発生品処理管理業務

発生品の処分及び管理は、以下のとおりとする。

なお、発生品の管理は、関係諸法令等及び契約図書の定めにより適切に措置しなければならない。

① 発生水汚泥及び沈砂の処分、管理

甲が委託する業者が行う発生水汚泥及び沈砂の処分に係る搬出作業、管理業務への協力。

② 廃液及び廃油の処分、管理

環境測定業務や保守点検、修繕業務等で発生する、廃液、廃材、廃油等の収集運搬及び処分、並びにその管理業務。

③ その他処分業務

植栽管理、その他業務によって発生した発生品の処分及びその管理業務。

(8) 環境対策業務

本件施設内及びその周辺的美観及び衛生状態を保つため、以下の清掃、除草、施設管理業務を実施しなければならない。また、関連法令の規定を遵守のうえ、騒音、振動、臭気、大気汚染及び水質汚濁について十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

① 施設管理業務

本件施設及びその周辺の清掃、管理及び点検業務。建物、構造物、門、フェンス等の清掃、点検業務を実施する。

ア 諫早中央浄化センターの以下の施設については、専門業者による床面清掃（樹脂ワックス仕上げ）を年２回（夏季及び年末）実施する。

建物名	場所	床材質	面積(㎡)
管理棟	1～2階及び	ビニル床材	772.8
汚泥処理棟	階段	(フリーアクセスフロア含む)	93.9

イ 空調換気設備に関して、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく第一種特定製品の簡易点検を実施し、令和８年度及び令和１１年度には定期点検を実施する。

・施設概要１

場 所：諫早中央浄化センター管理棟１階水質試験室
製品区分：空調機器
定格出力：8.19kW
冷 媒：R410A

・施設概要２

場 所：諫早中央浄化センター管理棟２階中央操作室
製品区分：空調機器
定格出力：8.19kW
冷 媒：R410A

ウ 地下タンク貯蔵所に関して、各年度１回ずつ消防法に基づき有資格者による定期点検（漏えい点検を含む）を実施する。

・施設概要

場 所：諫早中央浄化センター第２送風機棟西側
危険物：第４類第３石油類 Ａ重油 ９０００Ｌ（４．５倍）
完 成：平成２２年３月４日

エ クレーン設備に関して、「クレーン等安全規則」に基づく定期自主点検を実施する。

オ 第二種圧力容器に関して、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく定期自主検査を実施する。

② 植栽管理業務

本件施設及びその周辺の美観を保ち、除草及び芝生・草花・樹木の管理を行う。

③ 保安業務

本件施設その周辺の保安を行い、事故等が発生しないようにする。

(9) その他業務

その他、乙の本業務の履行に係る業務は、以下のとおりである。

① 修繕または補修履歴データの記入

本件施設の修繕または補修履歴データの記入作業。

② 見学者対応

甲の指示に従い、本件施設の見学案内及び説明を行う。

③ 貸与品の管理

甲から貸与された貸与品を管理する。

④ 保険の加入

仕様書第25条に基づく、労災保険等への加入。

3. リスク分担

甲及び乙が担うリスクは別表4に示す。具体的内容は契約図書によるが、必要な場合は、甲乙の協議により定めるものとする。

第3章 要求水準

1. 実施体制

乙は、自らによる良識的な判断の下、本件業務が円滑に実施できる体制を整えるものとするが、以下の要件及び資格を有する担当者を本件業務従事者より専任しなければならない。

(1) 責任者

総括的な管理運営業務を実施するために、以下のとおりの要件及び資格を有する責任者を専任すること。

①総括責任者

- a 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有すること。
- b 下水道終末処理場の維持管理業務における総括として1年以上又は副総括責任者として2年以上の実務経験を有すること。

②副総括責任者

- a 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有すること。
- b 実務経験を3年以上有すること。

(2) 主任

本件業務従事者の中で、各業務に精通した者を以下のとおり選任し、当該業務を主体的に実施させるものとする。ただし、乙の判断による主任の兼任を妨げない。

①機械主任

機械設備機器の点検、保全業務に精通した者で、当該業務を履行するうえで、必要な資格、要件を有すること。

②電気主任

電気設備機器の点検、保全業務に精通した者で、当該業務を履行するうえで、必要な資格、要件を有すること。

③運転操作主任

本件施設及びその設備の運転業務に精通した者で、当該業務を履行するうえで、必要な資格、要件を有すること。

④水質管理主任

水質試験分析業務に精通した者で、業務を履行するうえで、必要な能力を有すること。

(3) 技術員

基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者。

(4) 技能員

運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助的業務が行える者。

(5) その他

事務補助及び清掃等の軽易な業務を行う者。

(6) 法定資格者

業務に必要な資格者は下記のとおりとする。

- ① 下水道法施行令第15条の3に定める有資格者（旧下水道管理技術認定（処理施設）を含む。）
- ② 第3種電気主任技術者
- ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習修了者
- ④ 乙種第4類危険物取扱者又は甲種危険物取扱者
- ⑤ 第1種電気工事士
- ⑥ クレーン特別教育講習修了者
- ⑦ 玉掛技能講習修了者
- ⑧ その他労働安全衛生関係で必要な資格者

2. 遵守法令

1. 下水道法
2. 環境基本法
3. 水質汚濁防止法
4. 労働基準法
5. 労働安全衛生法
6. 職業安定法
7. 労働者災害補償保険法
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
9. 大気汚染防止法
10. 騒音規制法
11. 振動規制法
12. 悪臭防止法
13. 建築基準法
14. 電気事業法
15. 高圧ガス保安法
16. ガス事業法
17. 地球温暖化対策の推進に関する法律
18. エネルギーの使用の合理化等に関する法律
19. 消防法
20. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
21. 土壌汚染対策法
22. 水循環基本法
23. 水道法
24. 河川法
25. 道路交通法
26. 都市計画法
27. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

28. 毒物及び劇物取締法
29. 電気設備技術基準
30. 内線規程
31. 電力会社供給規定
32. 電気用品安全法
33. 電気通信事業法
34. 電気工事士法
35. 計量法
36. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
37. 地方公営企業法
38. 製造物責任法
39. その他関連法律等
40. 諫早市の関連条例

3. 流入基準

乙は、以下に示す流入水量及び水質基準の各項目が満たされない場合は、性能未達による責任を課せられないものとする。ただし、乙に故意または過失がある場合はこの限りではない。

(1) 流入水量

①諫早中央浄化センター

a 日最大流入水量 20, 200 m³ 以下

②飯盛浄化センター

a 日最大流入水量 900 m³ 以下

③田結浄化センター

a 日最大流入水量 565 m³ 以下

④高来浄化センター

a 日最大流入水量 3, 200 m³ 以下

⑤小長井浄化センター

a 日最大流入水量 2, 000 m³ 以下

(2) 流入水質に関する基準

①諫早中央浄化センター

a p H 5.8以上8.6以下

b BOD 230 mg/L以下

c S S 240 mg/L以下

d T-N 50 mg/L以下

e T-P 7.0 mg/L以下

②飯盛浄化センター、田結浄化センター、高来浄化センター及び小長井浄化センター

a p H 5.8以上8.6以下

b BOD 200 mg/L以下

c S S 160 mg/L以下

d T-N 40 mg/L以下

e T-P 5.0 mg/L以下

4. 放流水質、発生汚泥性状遵守基準

乙は、以下に定める遵守基準を遵守し、目標基準を満たすことを目標として、本件業務を履行するものとする。

遵守基準、目標基準については、甲乙協議により変更することができる。

(1) 放流水質

処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法及びそれらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。また、目標基準は年間達成率を50%以上とする。

以下の項目について、放流水質は次のとおりとする。

①諫早中央浄化センター

項目	単位	遵守基準	目標基準
BOD	mg/L	10以下	3以下
COD	mg/L	年平均10以下	—
SS	mg/L	6以下	2以下
T-N	mg/L	20以下 (年平均10以下)	—
T-P	mg/L	1以下 (年平均0.5以下)	—

②飯盛浄化センター、田結浄化センター、高来浄化センター及び小長井浄化センター

項目	単位	遵守基準	目標基準
BOD	mg/L	15以下	4以下
SS	mg/L	—	3以下

(2) 発生汚泥性状

汚泥脱水機からのケーキ含水率は、遵守基準を年間平均含水率83%以下とし、減量に努めること。

また、令和9年度以降諫早中央浄化センターにおける汚泥脱水機からのケーキ含水率は、目標基準を含水率80%未満とする。

5. 運転条件

乙は、本件業務に関して、令和7年度まで維持管理を行っていた業者から引き継いだ状態より、極端な劣化が生じないよう運転管理を行うものとする。

6. 提出書類

乙は、契約図書に定められた各種書類を、その定めに従って甲に提出しなければならない。以下に、その提出する主な書類及び提出期限を示す。

(1) 事業着手までに提出するもの

- ① 業務着手届
- ② 業務総括責任者、副総括責任者選任届
- ③ 法定資格者、主任選任届
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ 実施体系図
- ⑥ 事務室等仕様願
- ⑦ その他業務の履行上必要とされる書類（有資格証明書の写し等）

⑧ 履行保証に関する証書等

(2) 毎月提出するもの

- ① 業務完了届及び月間業務報告書
毎月分を翌月 10 日（休日除く）までに
- ② 月間業務計画書
毎月分を原則として前月末日までに
- ③ 修繕及び補修一覧表
毎月分を翌月 10 日（休日除く）までに

(3) 毎年度提出するもの

- ① 年報
- ② 年間業務・修繕計画書
①及び②は毎年度分を原則として翌年度 4 月末日までに

(4) 必要に応じ提出するもの

- ① 施設機能確認書
令和 8 年 4 月末日までに
- ② 施設機能報告書
監督職員より指示のあった日から 1 ヶ月以内
- ③ 各種業務計画書
当該実施月の前月末日までに
- ④ 各種業務報告書
実施終了月の翌月 10 日（休日除く）までに

(5) 履行完了時に提出するもの

- ① 業務委託完了届
契約期間満了後速やかに
- ② 引継事項書類
- ③ 施設機能報告書
- ④ 物品等借受台帳
②～④に関しては履行完了日の 2 週間前まで

第 4 章 流入（処理）水量の実績と予想される流入（処理）水量

1. 流入水量の実績

令和 2 年度から令和 6 年度までの流入（処理）水量を表 1 に示す。

2. 予想される流入水量

令和 8 年度から令和 12 年度までの予想される流入（処理）水量を表 2 に示す。

表 1

諫早中央浄化センター		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総流入水量	(m ³ /年)	4,168,532	4,188,589	4,071,144	4,132,042	4,143,716
日平均 流入水量	(m ³ /日)	11,421	11,476	11,154	11,290	11,353

飯盛浄化センター		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総処理水量	(m ³ /年)	89,396	96,480	105,174	131,377	130,862
日平均 処理水量	(m ³ /日)	245	264	287	359	359

田結浄化センター		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総処理水量	(m ³ /年)	77,085	77,471	76,521	75,908	75,311
日平均 処理水量	(m ³ /日)	211	212	210	207	206

高来浄化センター		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総処理水量	(m ³ /年)	494,982	502,050	499,250	508,160	504,872
日平均 処理水量	(m ³ /日)	1,356	1,376	1,368	1,388	1,383

小長井浄化センター		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総処理水量	(m ³ /年)	306,507	303,173	284,116	298,932	300,885
日平均 処理水量	(m ³ /日)	840	831	778	817	824

宇都中継ポンプ場		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総揚水量	(m ³ /年)	929,545	935,927	903,110	922,557	911,743
日平均 揚水量	(m ³ /日)	2,546	2,563	2,474	2,520	2,498

鷺崎中継ポンプ場		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総揚水量	(m ³ /年)	587,981	593,672	588,163	606,328	624,014
日平均 揚水量	(m ³ /日)	1,610	1,626	1,611	1,657	1,710

化屋中継ポンプ場		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
年間 総揚水量	(m ³ /年)	426,539	439,526	393,653	465,216	444,863
日平均 揚水量	(m ³ /日)	1,154	1,203	1,077	1,261	1,231

表 2

諫早中央浄化センター		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総流入水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	4,350,844	4,455,320	4,449,852	4,444,392	4,438,939
日平均 流入水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	11,938	12,207	12,192	12,177	12,162

飯盛浄化センター		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総処理水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	145,693	153,727	162,204	171,149	180,587
日平均 処理水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	379	400	422	445	470

田結浄化センター		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総処理水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	74,443	74,012	73,584	73,159	72,735
日平均 処理水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	204	202	201	200	199

高来浄化センター		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総処理水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	509,953	512,513	515,086	517,671	520,270
日平均 処理水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	1,397	1,404	1,411	1,418	1,425

小長井浄化センター		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総処理水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	298,624	297,500	296,381	295,265	294,154
日平均 処理水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	818	815	812	809	806

宇都中継ポンプ場		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総揚水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	903,380	899,228	895,095	890,980	886,885
日平均 揚水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	2,479	2,470	2,461	2,451	2,442

鷺崎中継ポンプ場		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総揚水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	734,018	835,236	845,101	855,115	865,280
日平均 揚水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	2,012	2,289	2,316	2,343	2,371

化屋中継ポンプ場		R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
年間 総揚水量	($\text{m}^3/\text{年}$)	459,240	466,601	474,081	481,681	489,402
日平均 揚水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	1,251	1,271	1,291	1,312	1,333

別表 1

業務等内容	要求水準	備考
施設維持管理業務	仕様書及び要求水準書のとおり	
自家用電気工作物保安管理業務	仕様書のとおり	
植栽剪定業務	仕様書のとおり	
活性炭取替業務	仕様書のとおり	
消防設備点検業務	仕様書のとおり	
沈砂ピット清掃業務	仕様書のとおり	
機器修繕業務	47,954,000円（税抜き）/年を予定	仕様書第8章(6)含む
電気代	21,293,130kWhを予定	諫早中央浄化センター
	748,289kWhを予定	飯盛浄化センター
	544,538kWhを予定	田結浄化センター
	1,622,559kWhを予定	高来浄化センター
	1,763,488kWhを予定	小長井浄化センター
	1,029,378kWhを予定	宇都中継ポンプ場
	702,906kWhを予定	鷺崎中継ポンプ場
	450,489kWhを予定	化屋中継ポンプ場
	174,900kWhを予定	シーサイドマンホールポンプ場
電話代	49,000円（税抜き）/年を予定	飯盛浄化センター
	44,000円（税抜き）/年を予定	田結浄化センター
	76,000円（税抜き）/年を予定	高来浄化センター
	50,000円（税抜き）/年を予定	小長井浄化センター
	128,000円（税抜き）/年を予定	宇都中継ポンプ場
	128,000円（税抜き）/年を予定	鷺崎中継ポンプ場
	21,000円（税抜き）/年を予定	化屋中継ポンプ場
	29,000円（税抜き）/年を予定	シーサイドマンホールポンプ場
水道代	260,000円（税抜き）/年を予定	諫早中央浄化センター
	55,000円（税抜き）/年を予定	飯盛浄化センター
	42,000円（税抜き）/年を予定	田結浄化センター
	11,000円（税抜き）/年を予定	高来浄化センター
	11,000円（税抜き）/年を予定	小長井浄化センター
	8,000円（税抜き）/年を予定	宇都中継ポンプ場
	8,000円（税抜き）/年を予定	鷺崎中継ポンプ場
	8,000円（税抜き）/年を予定	化屋中継ポンプ場
	8,000円（税抜き）/年を予定	シーサイドマンホールポンプ場

燃料代	1,400L/年を予定	諫早中央浄化センター（重油）
	20L/年を予定	飯盛浄化センター（軽油）
	40L/年を予定	田結浄化センター（軽油）
	20L/年を予定	高来浄化センター（軽油）
	20L/年を予定	小長井浄化センター（軽油）
	220L/年を予定	宇都中継ポンプ場（重油）
	60L/年を予定	鷺崎中継ポンプ場（軽油）
	40L/年を予定	化屋中継ポンプ場（軽油）
	120L/年を予定	シーサイドマンホールポンプ場（軽油）
次亜塩素酸ナトリウム	322,750kgを予定	諫早中央浄化センター
ポリ塩化アルミニウム	1,427,890kgを予定	諫早中央浄化センター
高分子凝集剤（脱水機）	70,040kgを予定	諫早中央浄化センター
高分子凝集剤（機械濃縮機）	18,662kgを予定	諫早中央浄化センター
腐食性ガス抑制剤	135,040kgを予定	諫早中央浄化センター
高分子凝集剤	2,340kgを予定	飯盛浄化センター
	1,310kgを予定	田結浄化センター
	7,940kgを予定	高来浄化センター
	6,020kgを予定	小長井浄化センター
ポリ硫酸第二鉄	18,590kgを予定	飯盛浄化センター
	8,850kgを予定	田結浄化センター
	41,780kgを予定	高来浄化センター
	31,240kgを予定	小長井浄化センター
固形塩素	1,660kgを予定	飯盛浄化センター
	800kgを予定	田結浄化センター
消耗品購入費	2,456,000円（税抜き）/年を予定	

別表２－１（諫早中央浄化センター）

水質検査 ○：毎日実施 ◎：1回/週実施	生し尿等 (ろ液)	流入水	初沈水	反応槽水	処理水	放流水
		分配槽	※稼働中の各系列毎			放流口
気 温		○				
水 温		○	○	○	○	○
外 観		○	○	○	○	○
透 視 度		○	○		○	○
臭 気		○	○	○	○	○
p H 値		○	○	○	○	○
S S		○	○	○	○	○
D O		○	○	○		○
C O D		○	○		○	○
残 留 塩 素						○
S V				○		
返 送 S V				○		
返 送 S S				○		
O R P				○		
生 物				○		
B O D	◎	◎	◎			◎
アンモニア性窒素		◎	◎		◎	◎
亜硝酸性窒素		◎	◎		◎	◎
硝酸性窒素		◎	◎		◎	◎
全 窒 素	◎	◎	◎		◎	◎
リン酸態リン		◎	◎		◎	◎
全 リ ン	◎	◎	◎		◎	◎

※生し尿等とは、し尿受入棟に投入される生し尿及び浄化槽汚泥のことを示す。

汚泥検査 (1回/月 実施)	生し尿等	初沈汚泥	余剰汚泥	曝気汚泥	濃縮汚泥	脱水ケーキ
		※稼働中の各系列毎				
p H 値	○	○	○		○	○
蒸発残留物	○	○	○	○	○	○
強熱減量	○	○	○	○	○	○
溶解性物質	○	○	○	○	○	
S S	○	○	○		○	

※脱水ケーキ含水率を汚泥脱水機運転日毎に行う。

別表２－２（飯盛浄化センター）

水質検査 ○：毎日実施 ◎：1回/週実施	流入水	反応槽水	処理水	放流水	返送汚泥
	スクリーン流入	OD槽	最終沈澱池	放流口	汚泥ポンプ室
気 温	○				
水 温	○	○	○	○	
外 観	○	○	○	○	
臭 気	○	○	○	○	
透 視 度	○		○	○	
p H 値	○	○	○	○	
S S		○			○
D O		○	○		
S V		○			○
O R P		○			
生 物		○			
アンモニア性窒素	◎			◎	
亜硝酸性窒素	◎			◎	
硝酸性窒素	◎			◎	

※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素はパックテストによる。

〈汚泥試験〉

汚泥検査 (1回/月 実施)	脱水汚泥	脱水ケーキ
p H 値	○	○
蒸発残留物	○	○
強熱減量	○	○
溶解性物質	○	
S S	○	

※脱水ケーキ含水率を汚泥脱水機運転日毎に行う。

別表２－３（田結浄化センター）

水質検査 ○：毎日実施 ◎：1回/週実施	流入水	反応槽水	処理水	放流水	返送汚泥
	スクリーン流入	OD槽	最終沈澱池	放流口	汚泥ポンプ室
気 温	○				
水 温	○	○	○	○	
外 観	○	○	○	○	
臭 気	○	○	○	○	
透 視 度	○		○	○	
p H 値	○	○	○	○	
S S		○			○
D O		○	○		
S V		○			○
O R P		○			
生 物		○			
アンモニア性窒素	◎			◎	
亜硝酸性窒素	◎			◎	
硝酸性窒素	◎			◎	

※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素はパックテストによる。

〈汚泥試験〉

汚泥検査 (1回/月 実施)	脱水汚泥	脱水ケーキ
p H 値	○	○
蒸発残留物	○	○
強熱減量	○	○
溶解性物質	○	
S S	○	

※脱水ケーキ含水率を汚泥脱水機運転日毎に行う。

別表２－４（高来浄化センター）

水質検査 ○：毎日実施 ◎：1回/週実施	流入水	反応槽水	処理水	放流水
	分配槽	OD槽	最終沈澱池	放流口
気 温	○			
水 温	○	○	○	○
外 観	○	○	○	○
臭 気	○	○	○	○
透 視 度	○		○	○
p H 値	○	○	○	○
S S		○		
D O		○	○	○
S V		○		
返 送 S V		○		
返 送 S S		○		
O R P				
生 物		○		
アンモニア性窒素	◎			◎
亜硝酸性窒素	◎			◎
硝酸性窒素	◎			◎

※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素はパックテストによる。

※反応槽水及び処理水は稼働中の各系列毎に実施する。

汚泥検査 （1回/月 実施）	脱水汚泥	脱水ケーキ
p H 値	○	○
蒸発残留物	○	○
強熱減量	○	○
溶解性物質	○	
S S	○	

※脱水ケーキ含水率を汚泥脱水機運転日毎に行う。

別表２－５（小長井浄化センター）

水質検査 ○：毎日実施 ◎：1回/週実施	流入水	反応槽水	処理水	放流水
	分配槽	OD槽	最終沈澱池	放流口
気 温	○			
水 温	○	○	○	○
外 観	○	○	○	○
臭 気	○	○	○	○
透 視 度	○		○	○
p H 値	○	○	○	○
S S		○		
D O		○	○	○
S V		○		
返 送 S V		○		
返 送 S S		○		
O R P				
生 物		○		
アンモニア性窒素	◎			◎
亜硝酸性窒素	◎			◎
硝酸性窒素	◎			◎

※アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素はパックテストによる。

※反応槽水及び処理水は稼働中の各系列毎に実施する。

汚泥検査 (1回/月 実施)	脱水汚泥	脱水ケーキ
p H 値	○	○
蒸発残留物	○	○
強熱減量	○	○
溶解性物質	○	
S S	○	

※脱水ケーキ含水率を汚泥脱水機運転日毎に行う。

負担区分		A 発注者	B 直接経費（積み上げ）	C 受注者
(1)	潤滑油類費			補充用のオイル・グリース等
(2)	燃料費		自家用発電設備燃料（A重油、軽油）	草刈機、作業用車両、作業用小型発電機等
(3)	塗装費			軽微な部分補修用塗料
(4)	各種記録用消耗品費	電子マニフェスト利用にかかる費用		報告・記録・コピー用紙、インク、トナー等
(5)	整備用品			掃除用具、ホース、ケス、洗浄油類等
(6)	交換部品・補修用材料		右記に該当しないもの（消耗品購入費）	ボルト、ナット、ワッシャー、ヒューズ、ランプ（照明用、パイロットランプ等）、シールテープ、接着剤、その他一般汎用品
				一般用Vベルト、細幅Vベルト（JIS規格品）
				硬質ポリ塩化ビニル管（VP/VU/HIVP）及びその継手（JIS規格品）
				蓄電池用補充液、乾電池
(7)	衛生用品			石鹸、消毒液、救急用薬品
(8)	什器・備品			電話機、携帯電話、FAX、パソコン、プリンター、複写機、事務用机、事務用椅子類、書庫類、黒板類、下足類、傘立、掃除具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、被服類、寝具類、履物類、洗濯機等
(9)	車両			業務用車両、トラック、ダンプトラック（発生品搬出用）、搭載型トラッククレーン
(10)	工具類			点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器具類）
(11)	薬品費	右記に該当しないもの	水処理、汚泥脱水、脱臭用工業薬品	分析用試薬、次亜塩素酸ナトリウム（場内再利用水滅菌用）
(12)	光熱水費		電気代、水道代	給湯用ガス
(13)	植栽管理			除草剤、肥料、農機具、スプレッシャー
(14)	水質試験用消耗品		右記に該当しないもの（消耗品購入費）	下水試験方法（社団法人日本下水道協会発行）に記載されている、計量器、ガラス器具、磁製器具等、プラスチック製器具、一般器具、ろ紙のうちJIS規格に規定されているもの。 バックテスト、ガス検知管
				手袋、消毒剤、洗剤（分析機器用を含む。）、エアストーン等
(15)	分析機器	水質試験用分析機器（備品の更新のみ）		仕様書別表1に記載がなく業務に必要なもの
(16)	通信費	情報配信サービス利用料金	電話回線使用料（発注者設置）	電話回線使用料（ただし、発注者が設置した固定電話は除く）、インターネット使用料
(17)	産業廃棄物処分費 一般廃棄物処分費	処理場における脱水工程及び沈査運搬処分費		左記に該当しないもの。ただし、本業務履行に伴い発生するものとする。
(18)	その他	デマンド監視サービス利用料		日用品、事務用品等

※JIS規格について

「JIS規格」とは産業標準化法に基づく日本産業規格をいい、本表におけるJIS規格は製品規格を指す。なお、本表の記載は負担区分の判別の基準として、対象品のうち製品規格の規定があるものに限定する旨を記載したものである。よって、製品規格の規定がある製品全てにJIS規格品の使用を義務付けるものではなく、実際の運用においては発注者の承諾があれば規格品以外の製品を使用することができる。ただし、この場合においても負担区分は変わらないものとする。

別表 4

項 目		リスクの内容	リスク分担		備考
			委託者	受託者	
契約図書リスク		契約図書の誤りに関するもの。	○		
制度関連 リスク	法令変更 リスク	本件業務に直接関係する法令（税制度を除く。）、基準の新設・変更に関するもの。	○		
		上記以外の法令（税制度を除く。）、基準の新設・変更に関するもの。		○	
	税制変更 リスク	法人の運営や利益に係る税制度の新設・変更に関するもの。		○	
		その他の税制度の新設・変更に関するもの。	○		
	許認可 リスク	委託者が取得すべき許認可等に関するもの。	○		
		受託者が取得すべき許認可等に関するもの。		○	
社会リスク	住民問題 リスク	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの。	○		
		受託者が履行する本件業務に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの。		○	
	第三者賠償 リスク	契約条件の範囲内における本件業務の履行による第三者への被害の発生に関するもの。		○	
		上記以外の第三者への被害の発生に関するもの。	○		
	環境問題 リスク	契約条件の範囲内における本件業務の履行による周辺環境への悪影響に関するもの（業務要求水準は除く。）		○	
		上記以外の周辺環境への悪影響に関するもの（業務要求水準は除く。）	○		
業務不履行リスク		委託者の指示による本件業務の延期・中止等に関するもの。	○		
		受託者の帰責事由による本件業務の中止・停止・不能等に関するもの。		○	
経済リスク	物価変動 リスク	履行期間中におけるインフレ・デフレに関するもの。	●	●	委託者、受託者協議により措置
	金利リスク	市場金利の変動に関するもの。	●	●	委託者、受託者協議により措置
不可抗力リスク		天災、暴動等自然的または人為的な現象のうち、通常は予見可能な範囲を超えるもの。	○		
		上記の予見可能な場合の応急措置に関するもの。		○	
資金調達リスク		必要な資金の確保に関するもの。		○	
支払遅延リスク		委託者が支払う委託料の支払遅延に関するもの。	○		

別表 4

計画変更リスク		委託者の帰責事由による事業内容の変更に関するもの。	○		
性能リスク	性能不適合リスク	業務要求水準への不適合に関するもの。		○	
		性能不適合による施設への損傷、本件施設運営への損害に関するもの。		○	
		要求水準の範囲外の場合における性能不適合を解消するために要する経費。	○		
	流入水変動リスク	流入水量の変動により増減する経費。	●	●	想定流入水の範囲による
維持管理費増大リスク	経費の増大リスク	受託者の帰責事由による要因で増加する経費。（物価・金利変動を除く。）		○	
		上記以外の経費の増加。（物価・金利変動を除く。）	○		
事故発生リスク		受託者の帰責事由による事故の発生に関するもの。		○	
		上記以外（不可抗力）による事故の発生に関するもの。	○		
施設担保リスク	施設の損傷リスク	受託者の帰責事由による事由で損傷した場合に関するもの。		○	
		上記以外の損傷に関するもの。	○		
	機能劣化リスク	施設機能確認時に、設計施工の瑕疵を受託者が発見したものに関するもの。	●	●	委託者、受託者協議により措置
		受託者が適切に本件業務を実施しなかった事由による施設機能の劣化に関するもの。		○	
		上記以外による本件施設の耐用年数の短縮、経年劣化による施設機能の劣化に関するもの。	○		
事業移管リスク	引渡時の機能劣化リスク	履行完了時の受託者の帰責事由による施設機能の劣化・損傷に関するもの。		○	
		上記以外による施設機能の劣化・損傷に関するもの。	○		
	技術移転リスク	履行完了時における次回受託者への技術移転に関するもの。		○	